



消防応第135号  
平成20年8月27日

各都道府県知事 殿

総務大臣 増田 寛也



緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画の変更について（通知）

消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第2項の規定に基づき、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画を別添のとおり変更したので通知します。

貴職におかれましては、この内容を十分承知の上、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても周知願います。

緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画の変更について

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 45 条第 2 項の規定に基づき、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成 16 年 2 月 6 日策定）の一部を次のように改める。

平成 20 年 8 月 27 日

総務大臣 増田 寛也

本文第 2 章第 3 節 1（1）中「2 以上の都道府県に及ぶ」を削り、同（3）ア中「発生した場合」の次に「、津波警報（大津波）が発表された場合」を加え、同（3）イ中「震度 6 強（政令市等については震度 6 弱）」を「震度 6 弱（政令市等については震度 5 強）」に改め、「以上の地震災害」の次に「が発生した場合、津波警報（大津波）が発表された場合」を加え、同節 3 中「2 以上の都道府県に及ぶ」を削る。

策定	平成16年	2月	6日
変更	平成18年	2月	6日
変更	平成18年	6月	22日
変更	平成20年	3月	28日
変更	平成20年	8月	27日

## 緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画

### 目 次

#### 第1章 総則

##### 第1節 本計画の目的

##### 第2節 緊急消防援助隊の任務

#### 第2章 緊急消防援助隊の編成

##### 第1節 部隊の編成

##### 第2節 部隊の任務及び装備等の基準

##### 第3節 出動計画等

#### 第3章 緊急消防援助隊の施設の整備等

#### 第4章 緊急消防援助隊の教育訓練

##### 第1節 全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練

##### 第2節 消防大学校における教育訓練等

## 第1章 総則

### 第1節 本計画の目的

この計画は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第2項の規定に基づき、緊急消防援助隊の出動に関する措置を的確かつ迅速に行うため、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項について定めることを目的とする。

### 第2節 緊急消防援助隊の任務

緊急消防援助隊は、国内における大規模災害又は特殊災害（当該災害が発生した市町村（以下「被災地」という。）の属する都道府県内の消防力をもってしてはこれに対処できないものをいう。以下同じ。）の発生に際し、消防庁長官（以下「長官」という。）の求めに応じ、又は指示に基づき、被災地の消防の応援等を行うことを任務とする。

## 第2章 緊急消防援助隊の編成

### 第1節 部隊の編成

#### 1 部隊の単位及び部隊の長

緊急消防援助隊の部隊の単位は、指揮支援部隊、都道府県隊（大隊）、部隊（中隊）、隊（小隊）とし、各部隊の長は、それぞれ指揮支援部隊長、都道府県隊長、部隊長（中隊長）、隊長（小隊長）とする。

#### 2 指揮支援部隊

（1）指揮支援部隊は、大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で速やかに被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、長官及び関係のある都道府県の知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする。

（2）指揮支援部隊は、別表第1に掲げる消防本部の指揮支援隊をもって編成する。

#### （3）指揮支援部隊長

ア 指揮支援部隊長は、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括し、当該被災地に係る市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長（以下「指揮者」という。）を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする。

- イ 指揮支援部隊長の所属する消防本部は、別表第1のとおりとする。
- ウ 指揮支援部隊長は、その指定する地区の緊急消防援助隊の活動の管理を指揮支援部隊の隊長に委任することができる。
- エ 指揮支援部隊長が、被災等によりその任務を遂行できない場合は、別表第2に定める消防本部に属する指揮支援隊の隊長が指揮支援部隊長の任務にあたるものとする。
- オ エの場合において、別表第2に定める消防本部に属する指揮支援隊の隊長が指揮支援部隊長の任務につくことができないときは、長官が別に定めるところによるものとする。

### 3 都道府県隊

- (1) 都道府県隊は、当該都道府県の区域内の市町村（東京都特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）に設置された消火部隊、救助部隊、救急部隊、後方支援部隊、航空部隊、水上部隊、特殊災害部隊及び特殊装備部隊並びに当該都道府県に設置された航空部隊のうち被災地において行う消防の応援等に必要な部隊をもって編成する。
- (2) 長官は、都道府県ごとに、消防機関の推薦に基づき当該都道府県隊の出動に関する連絡調整を行う代表消防機関を定めるものとする。
- (3) 都道府県隊長
  - ア 都道府県隊長は、都道府県隊を統括して被災地に赴くとともに、指揮支援部隊長の管理を受け、被災地における当該都道府県隊の活動を管理することを任務とする。
  - イ 都道府県隊長は、(2)の代表消防機関の職員をもってこれに充てる。ただし、当該代表消防機関の部隊が被災等により出動できない場合は、長官が別に定めるところによるものとする。
  - ウ 都道府県隊長は、アの任務を行うために必要な場合は、指揮隊を設置するものとする。

### 4 部隊の登録

- (1) 長官は、市町村長から部隊の登録の申請を受けた場合においては、本計画に適合する限り必要と認める部隊の登録を行うものとする。
- (2) 長官は、都道府県知事から航空部隊の登録の申請を受けた場合においては、本計画に適合する限り必要と認める部隊の登録を行うものとする。
- (3) 登録する部隊の規模については、全国の消防機関の現有消防隊の数等を考慮し、また、緊急消防援助隊の施設の整備推進及び教育訓練の充実を図ることにより、平成20年度までに、都道府県及び市町村の協力を得て、別表第3のとおり、おおむね4,000隊規模とすることを目標とする。

## 第2節 部隊の任務及び装備等の基準

### 1 部隊の任務

- (1) 指揮支援部隊及び都道府県隊指揮隊の任務は、それぞれ、第1節2(1)及び3(3)ア・ウに定めるところによる。
- (2) 消火部隊、救助部隊、救急部隊、後方支援部隊、航空部隊、水上部隊、特殊災害部隊及び特殊装備部隊の任務は、次に掲げるところによる。
  - ア 消火部隊 主として被災地における消火活動を行うこと。
  - イ 救助部隊 主として被災地における要救助者の検索、救助活動を行うこと。
  - ウ 救急部隊 主として被災地における救急活動を行うこと。
  - エ 後方支援部隊 主として被災地における緊急消防援助隊の活動に関して必要な輸送・補給活動等を行うこと。
  - オ 航空部隊 主として被災地における航空機を用いた消防活動を行うこと。
  - カ 水上部隊 主として被災地における消防艇を用いた消防活動を行うこと。
  - キ 特殊災害部隊 主として被災地における特殊な災害に対応するための消防活動を行うこと。
  - ク 特殊装備部隊 主として被災地における特別な装備を用いた消防活動を行うこと。

### 2 部隊の装備等の基準

指揮支援部隊・都道府県隊指揮隊、消火部隊、救助部隊、救急部隊、後方支援部隊、航空部隊、水上部隊、特殊災害部隊及び特殊装備部隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 指揮支援部隊・都道府県隊指揮隊
  - ア 指揮支援部隊を構成する指揮支援隊及び都道府県隊指揮隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員4人以上で編成されるものであること。
  - イ 指揮支援隊及び都道府県隊指揮隊は、情報の収集伝達・通信等を行うための設備等及び車両を備えること。
- (2) 消火部隊
  - ア 消火部隊を構成する消火隊は、隊員5人以上で編成されるものであること。
  - イ 消火隊は、消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車又は化学消防ポンプ自動車を備えること。
  - ウ 消火隊は、口径65ミリのホースを積載すること。
- (3) 救助部隊
  - ア 救助部隊を構成する救助隊は、救助活動に関する基準（昭和62年消防庁告示第3号）第6条に規定する救助隊員の資格を有する隊員（以下「救助隊員」という。）

5人以上で編成されるものであること。

イ 救助隊は、ウインチ、クレーン及び発電照明灯を装備した四輪駆動の救助工作車を備えること。

ウ 救助隊は、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和61年自治省令第22号）別表第1及び別表第2に掲げる救助器具並びに要救助者を検索するための高度救助用資機材を備えること。

#### （4）救急部隊

ア 救急部隊を構成する救急隊は、救急救命士法（平成3年法律第36号）第2条第2項に規定する救急救命士の資格を有する隊員又は救急隊員の行う応急処置等の基準（昭和53年消防庁告示第2号）第5条第2項に規定する隊員3人以上で編成されるものであること。

イ 救急隊は、四輪駆動の高規格救急自動車を備えること。

ウ 救急隊は、高度救命処置用資機材を備えること。

#### （5）後方支援部隊

ア 後方支援部隊を構成する後方支援隊は、隊員2人以上で編成されるものであること。

イ 後方支援隊は、被災地において、消火部隊、救助部隊及び救急部隊等が72時間以上活動することを可能とするために必要な輸送・補給活動等を行うための設備等及び車両を備えること。

#### （6）航空部隊

ア 航空部隊を構成する航空隊は、機種に応じて必要とされる操縦士、整備士及び2人以上の救助隊員その他の消防活動を行うために必要な隊員で編成されるものであること。

イ 航空隊は、ヘリコプターを備えること。

ウ 航空隊は、救助用資機材、救急用資機材、消火用タンク、テレビ電送システム等のうちその用途に応じて必要なものを備えること。

#### （7）水上部隊

ア 水上部隊を構成する水上隊は、船舶の種類に応じて必要とされる船長、機関長及び2人以上の隊員で編成されるものであること。

イ 水上隊は、消火その他の消防活動に必要な設備を有する消防艇を備えること。

#### （8）特殊災害部隊

特殊災害部隊は、毒劇物等対応隊（毒性物質の発散等による特殊災害への対応隊を含む。）、大規模危険物火災等対応隊及び密閉空間火災等対応隊から構成されるものとし、それぞれその目的に応じ別途長官が定める必要な装備等によること。

#### （9）特殊装備部隊

特殊装備部隊は、水難救助隊、遠距離大量送水隊、消防活動二輪隊、震災対応特殊

車両隊及びその他の特殊な装備を用いた消防活動を行う消防隊から構成されるものとし、それぞれその目的に応じ別途長官が定める必要な装備等によること。

### 第3節 出動計画等

#### 1 出動決定のための措置等

- (1) 長官は、被災地の属する都道府県の知事その他の関係地方公共団体の長等との密接な連携を図り、緊急消防援助隊の出動の必要の有無を判断し、消防組織法第44条の規定に基づき適切な措置をとるものとする。東海地震、首都直下地震、東南海・南海地震その他の著しい地震災害又は毒性物質の発散等による特殊災害に対し、同条第5項の規定に基づき適切な措置をとるものとする。
- (2) 緊急消防援助隊が被災地に出動した場合においては、当該緊急消防援助隊は、消防組織法第47条及び第48条の規定に基づき、指揮者の指揮の下又は密接な連携の下に活動するものとする。この場合において、被災地で消防活動を行う緊急消防援助隊以外の消防機関と密接に連携するものとする。
- (3) 災害の規模等に照らし出動が予想される場合又は次のア若しくはイのいずれかに該当する場合においては、出動が予想される消防機関の長及び都道府県に設置された航空部隊の隊長は、速やかに緊急消防援助隊の出動の準備を行うものとする。
  - ア 指揮支援部隊については、震度6弱（東京都特別区及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市（以下「政令市等」という。）については震度5強）以上の地震災害が発生した場合、津波警報（大津波）が発表された場合又は噴火警報（居住地域）が発表された場合
  - イ 指揮支援部隊以外の部隊については、震度6弱（政令市等については震度5強）以上の地震災害が発生した場合、津波警報（大津波）が発表された場合又は火山の噴火災害が発生した場合

#### 2 基本的な出動計画

##### (1) 第一次出動都道府県隊

- ア 大規模災害又は特殊災害が発生した場合に、原則として第一次的に応援出動する都道府県隊を第一次出動都道府県隊とし、災害が発生した都道府県（以下「災害発生都道府県」という。）ごとの第一次出動都道府県隊を別表第4のとおりとする。
- イ アにかかわらず、航空部隊に係る第一次出動都道府県隊については、長官が別に定めるところによるものとする。
- ウ 大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合、当該災害発生都道府県に係る第一次出動都道府県隊は、速やかに応援出動の準備を行った後、長官が別に定めるところにより、参集を開始するものとする。

## (2) 出動準備都道府県隊

ア (1) の第一次出動都道府県隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う都道府県隊を出動準備都道府県隊とし、災害発生都道府県ごとの出動準備都道府県隊を別表第5のとおりとする。

イ アにかかわらず、航空部隊に係る出動準備都道府県隊については、長官が別に定めるところによるものとする。

## 3 東海地震等についての出動の考え方

東海地震、首都直下地震、東南海・南海地震その他の大規模地震については、著しい地震災害が想定され、上記2(1)及び(2)の第1次出動都道府県隊及び出動準備都道府県隊だけでは、消防力が不足すると考えられることから、長官が別に定めるところにより、各地域の被害の状況等を踏まえた上で、全国的規模での緊急消防援助隊の出動を行うものとする。この場合において、関係機関等との連携による迅速な移動手段の確保を図るものとする。

## 第3章 緊急消防援助隊の施設の整備等

### 1 緊急消防援助隊の施設の整備

第2章で示した緊急消防援助隊の部隊の編成、装備等の基準に基づき、必要な部隊の登録並びに的確かつ迅速な出動及び活動を確保するため、消防組織法第49条第2項の規定に基づき、都道府県及び市町村が行う緊急消防援助隊の施設の整備を推進するものとする。平成16年度から20年度までに整備を推進する車両及び航空機等の整備規模の目標は、別表第6のとおりとし、その他別表第7に掲げる施設の整備を推進するものとする。各年度における整備を推進する施設の整備規模は、当該年度の予算の範囲内とする。

この計画については、緊急消防援助隊の編成、装備等の状況を踏まえて、必要に応じて見直しを行うものとする。

### 2 消防用の国有財産・物品の無償貸与

緊急消防援助隊の活動に必要があるときは、消防組織法第50条の規定に基づき、消防用の国有財産・物品を都道府県又は市町村に無償で使用させるものとする。

## 第4章 緊急消防援助隊の教育訓練

### 第1節 全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練

緊急消防援助隊の技術の向上及び連携活動能力の向上を図るため、都道府県及び市町村の協力を得て、全国合同訓練及び複数の都道府県を単位とした合同訓練（地域ブロック合同訓練）を定期的実施するものとする。全国規模の訓練については、当面、平成16年度に図上訓練、平成17年度に全国合同訓練を実施するものとする。

### 第2節 消防大学校における教育訓練等

#### 1 消防大学校における教育訓練

緊急消防援助隊の部隊運用能力の向上、航空部隊の連携活動能力の向上及び毒性物質の発散等による特殊災害に対する対応能力の向上等のため、消防大学校において必要な教育訓練を実施するものとする。

#### 2 その他の教育訓練

緊急消防援助隊として登録された部隊を設置している都道府県及び市町村は、大規模災害又は特殊災害が発生した場合に、的確かつ迅速な出動及び活動が行えるように、平常時から必要な教育訓練に努めるものとする。

**別表第1（指揮支援隊及び指揮支援部隊長）**

災害発生都道府県	部隊長の所属する消防本部	指揮支援隊の所属する消防本部
北海道	札幌市消防局	札幌市消防局、仙台市消防局、東京消防庁、横浜市安全管理局、千葉市消防局
青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟	仙台市消防局	仙台市消防局、札幌市消防局、東京消防庁、横浜市安全管理局、川崎市消防局
茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡	東京消防庁	東京消防庁、横浜市安全管理局、川崎市消防局、千葉市消防局、さいたま市消防局、名古屋市消防局、大阪市消防局
岐阜、愛知、三重	名古屋市消防局	名古屋市消防局、京都市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局、東京消防庁
富山、石川、福井、滋賀、京都、奈良、和歌山	京都市消防局	京都市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局、名古屋市消防局、東京消防庁
大阪、兵庫	大阪市消防局	大阪市消防局、神戸市消防局、京都市消防局、名古屋市消防局、東京消防庁
鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知	広島市消防局	広島市消防局、北九州市消防局、福岡市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局、東京消防庁
福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	福岡市消防局	福岡市消防局、北九州市消防局、広島市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局、東京消防庁

**別表第2（指揮支援部隊長代行）**

災害発生都道府県	指揮支援部隊長代行の所属する消防本部
北海道	仙台市消防局
青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟	札幌市消防局
茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡	名古屋市消防局
岐阜、愛知、三重	東京消防庁
富山、石川、福井、滋賀、京都、奈良、和歌山	大阪市消防局
大阪、兵庫	京都市消防局
鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知	福岡市消防局
福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	広島市消防局

別表第3(登録する部隊の規模)

区分		登録規模	
指揮支援部隊		おおむね	30 隊程度
都 道 府 県 隊	指揮隊	おおむね	100 隊程度
	消火部隊	おおむね	1,600 隊程度
	救助部隊	おおむね	400 隊程度
	救急部隊	おおむね	900 隊程度
	後方支援部隊	おおむね	560 隊程度
	航空部隊	おおむね	70 隊程度
	水上部隊	おおむね	20 隊程度
	特殊災害部隊	おおむね	240 隊程度
	特殊装備部隊	おおむね	300 隊程度
計		おおむね	4,120 隊程度 (重複を除く。)

別表第4(第一次出動都道府県隊)

災害発生別都道府県	第一次出動都道府県隊			
北海道	青森	岩手	宮城	秋田
青森	岩手	宮城	秋田	山形
岩手	青森	宮城	秋田	山形
宮城	岩手	秋田	山形	福島
秋田	青森	岩手	宮城	山形
山形	宮城	秋田	福島	新潟
福島	宮城	山形	栃木	新潟
茨城	福島	栃木	埼玉	千葉
栃木	福島	茨城	群馬	埼玉
群馬	栃木	埼玉	新潟	長野
埼玉	茨城	群馬	千葉	東京
千葉	茨城	埼玉	東京	神奈川
東京	埼玉	千葉	神奈川	山梨
神奈川	千葉	東京	山梨	静岡
新潟	山形	福島	群馬	長野
富山	新潟	石川	長野	岐阜
石川	富山	福井	岐阜	滋賀
福井	石川	岐阜	滋賀	京都
山梨	東京	神奈川	長野	静岡
長野	群馬	新潟	山梨	岐阜
岐阜	富山	福井	長野	愛知
静岡	神奈川	山梨	長野	愛知
愛知	岐阜	静岡	三重	滋賀
三重	愛知	滋賀	奈良	和歌山
滋賀	福井	岐阜	三重	京都
京都	福井	滋賀	大阪	兵庫
大阪	京都	兵庫	奈良	和歌山
兵庫	京都	大阪	鳥取	岡山
奈良	三重	京都	大阪	和歌山
和歌山	三重	京都	大阪	奈良
鳥取	兵庫	島根	岡山	広島
島根	鳥取	岡山	広島	山口
岡山	兵庫	鳥取	広島	香川
広島	島根	岡山	山口	愛媛
山口	島根	岡山	広島	福岡
徳島	兵庫	香川	愛媛	高知
香川	岡山	徳島	愛媛	高知
愛媛	広島	徳島	香川	高知
高知	広島	徳島	香川	愛媛
福岡	山口	佐賀	熊本	大分
佐賀	福岡	長崎	熊本	大分
長崎	福岡	佐賀	熊本	大分
熊本	福岡	大分	宮崎	鹿児島
大分	福岡	佐賀	熊本	宮崎
宮崎	福岡	熊本	大分	鹿児島
鹿児島	福岡	熊本	大分	宮崎
沖縄	福岡	熊本	宮崎	鹿児島

別表第5(出動準備都道府県隊)

災害発生都道府県	出動準備都道府県隊											
北海道	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川
青森	北海道	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川
岩手	北海道	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	山梨
宮城	北海道	青森	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	山梨
秋田	北海道	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川
山形	北海道	青森	岩手	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	富山	石川
福島	北海道	青森	岩手	秋田	茨城	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	富山	長野
茨城	青森	岩手	宮城	秋田	山形	群馬	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	静岡
栃木	青森	岩手	宮城	秋田	山形	千葉	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	静岡
群馬	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	千葉	東京	神奈川	富山	山梨	静岡
埼玉	岩手	宮城	秋田	山形	福島	栃木	神奈川	新潟	富山	山梨	長野	静岡
千葉	岩手	宮城	秋田	山形	福島	栃木	群馬	新潟	山梨	長野	静岡	愛知
東京	宮城	山形	福島	茨城	栃木	群馬	新潟	富山	長野	岐阜	静岡	愛知
神奈川	宮城	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	新潟	長野	岐阜	愛知	滋賀
新潟	宮城	秋田	茨城	栃木	埼玉	千葉	東京	神奈川	富山	石川	福井	山梨
富山	群馬	埼玉	東京	神奈川	福井	山梨	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	奈良
石川	新潟	群馬	山梨	長野	静岡	愛知	三重	京都	大阪	奈良	和歌山	鳥取
福井	新潟	富山	山梨	長野	静岡	愛知	三重	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取
山梨	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	新潟	富山	石川	福井	岐阜	愛知	三重
長野	栃木	茨城	埼玉	千葉	東京	神奈川	富山	石川	福井	静岡	愛知	三重
岐阜	東京	神奈川	石川	山梨	静岡	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
静岡	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	石川	福井	岐阜	三重	滋賀	京都	大阪
愛知	東京	神奈川	富山	石川	福井	山梨	長野	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
三重	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	京都	大阪	兵庫	徳島	香川
滋賀	富山	石川	山梨	長野	静岡	愛知	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	徳島
京都	富山	石川	岐阜	静岡	愛知	三重	奈良	和歌山	鳥取	岡山	徳島	香川
大阪	石川	福井	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	鳥取	岡山	広島	徳島	香川
兵庫	石川	福井	岐阜	愛知	三重	滋賀	奈良	和歌山	鳥取	岡山	徳島	香川
奈良	富山	石川	福井	岐阜	静岡	愛知	滋賀	兵庫	鳥取	岡山	徳島	香川
和歌山	石川	福井	岐阜	静岡	愛知	滋賀	兵庫	鳥取	鳥取	岡山	徳島	香川
鳥取	福井	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	奈良	和歌山	山口	徳島	香川	愛媛
島根	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀
岡山	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	奈良	和歌山	鳥取	山口	徳島	愛媛	福岡
広島	大阪	兵庫	奈良	鳥取	徳島	香川	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分
山口	兵庫	鳥取	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
徳島	滋賀	京都	大阪	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	福岡	佐賀
香川	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	広島	山口	福岡	佐賀
愛媛	滋賀	京都	大阪	兵庫	鳥取	島根	岡山	山口	福岡	佐賀	長崎	大分
高知	滋賀	京都	大阪	兵庫	鳥取	島根	岡山	山口	福岡	佐賀	長崎	大分
福岡	兵庫	鳥取	島根	岡山	広島	徳島	香川	愛媛	高知	長崎	宮崎	鹿児島
佐賀	兵庫	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	宮崎	鹿児島
長崎	兵庫	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	宮崎	鹿児島
熊本	兵庫	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	沖縄
大分	兵庫	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	長崎	鹿児島	沖縄
宮崎	兵庫	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	沖縄
鹿児島	兵庫	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	沖縄
沖縄	兵庫	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	大分

## 別表第6（車両及び航空機等の整備規模）

区分		整備規模
車 両	消防ポンプ自動車	820 台
	救助工作車	160 台
	救急自動車	550 台
	その他の消防用自動車	180 台
	小 計	1,710 台
航空機等	ヘリコプター	15 機
	消防艇	5 艇
	小 計	20 機(艇)

### 備考

- この表において「消防ポンプ自動車」とは、災害対応のための特殊消防ポンプ自動車、特殊水槽付消防ポンプ自動車及び特殊化学消防ポンプ自動車をいう。
- この表において「救急自動車」とは、災害対応のための特殊救急自動車をいう。
- この表において「その他の消防用自動車」とは、災害対応のための特殊はしご付消防ポンプ自動車、特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車、特殊高発泡車、特殊屈折放水塔車及び毒性物質の発散等の特殊災害対応自動車並びに支援車をいう。

## 別表第7（その他の整備を推進する施設）

区分	施設
資機材	救助用資機材、高度救命処置用資機材、支援資機材、テロ対策用特殊救助資機材、ヘリコプター高度化資機材
無線その他の情報通信を行うための施設	消防救急デジタル無線設備、ヘリコプターテレビ電送システム

「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」新旧対照表

(傍線は改正部分)

新	旧
策定 平成16年 2月 6日	策定 平成16年 2月 6日
変更 平成18年 2月 6日	変更 平成18年 2月 6日
変更 平成18年 6月22日	変更 平成18年 6月22日
変更 平成20年 3月28日	変更 平成20年 3月28日
<u>変更 平成20年 8月27日</u>	
<b>緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画</b>	<b>緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画</b>
目 次	目 次
第1章 総則	第1章 総則
第1節 本計画の目的	第1節 本計画の目的
第2節 緊急消防援助隊の任務	第2節 緊急消防援助隊の任務
第2章 緊急消防援助隊の編成	第2章 緊急消防援助隊の編成
第1節 部隊の編成	第1節 部隊の編成
第2節 部隊の任務及び装備等の基準	第2節 部隊の任務及び装備等の基準
第3節 出動計画等	第3節 出動計画等
第3章 緊急消防援助隊の施設の整備等	第3章 緊急消防援助隊の施設の整備等
第4章 緊急消防援助隊の教育訓練	第4章 緊急消防援助隊の教育訓練
第1節 全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練	第1節 全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練
第2節 消防大学校における教育訓練等	第2節 消防大学校における教育訓練等

## 第1章 総則

### 第1節 本計画の目的

この計画は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第2項の規定に基づき、緊急消防援助隊の出動に関する措置を的確かつ迅速に行うため、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項について定めることを目的とする。

### 第2節 緊急消防援助隊の任務

緊急消防援助隊は、国内における大規模災害又は特殊災害（当該災害が発生した市町村（以下「被災地」という。）の属する都道府県内の消防力をもってしてはこれに対処できないものをいう。以下同じ。）の発生に際し、消防庁長官（以下「長官」という。）の求めに応じ、又は指示に基づき、被災地の消防の応援等を行うことを任務とする。

## 第2章 緊急消防援助隊の編成

### 第1節 部隊の編成

#### 1 部隊の単位及び部隊の長

緊急消防援助隊の部隊の単位は、指揮支援部隊、都道府県隊（大隊）、部隊（中隊）、隊（小隊）とし、各部隊の長は、それぞれ指揮支援部隊長、都道府県隊長、部隊長（中隊長）、隊長（小隊長）とする。

#### 2 指揮支援部隊

（1）指揮支援部隊は、大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で速やかに被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、長官及び関係のある都道府県

## 第1章 総則

### 第1節 本計画の目的

この計画は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第2項の規定に基づき、緊急消防援助隊の出動に関する措置を的確かつ迅速に行うため、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項について定めることを目的とする。

### 第2節 緊急消防援助隊の任務

緊急消防援助隊は、国内における大規模災害又は特殊災害（当該災害が発生した市町村（以下「被災地」という。）の属する都道府県内の消防力をもってしてはこれに対処できないものをいう。以下同じ。）の発生に際し、消防庁長官（以下「長官」という。）の求めに応じ、又は指示に基づき、被災地の消防の応援等を行うことを任務とする。

## 第2章 緊急消防援助隊の編成

### 第1節 部隊の編成

#### 1 部隊の単位及び部隊の長

緊急消防援助隊の部隊の単位は、指揮支援部隊、都道府県隊（大隊）、部隊（中隊）、隊（小隊）とし、各部隊の長は、それぞれ指揮支援部隊長、都道府県隊長、部隊長（中隊長）、隊長（小隊長）とする。

#### 2 指揮支援部隊

（1）指揮支援部隊は、大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で速やかに被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、長官及び関係のある都道府県

<p>の知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする。</p> <p>(2) 指揮支援部隊は、別表第1に掲げる消防本部の指揮支援隊をもって編成する。</p> <p>(3) 指揮支援部隊長</p> <p>ア 指揮支援部隊長は、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括し、当該被災地に係る市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長（以下「指揮者」という。）を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする。</p> <p>イ 指揮支援部隊長の所属する消防本部は、別表第1のとおりとする。</p> <p>ウ 指揮支援部隊長は、その指定する地区の緊急消防援助隊の活動の管理を指揮支援隊の隊長に委任することができる。</p> <p>エ 指揮支援部隊長が、被災等によりその任務を遂行できない場合は、別表第2に定める消防本部に属する指揮支援隊の隊長が指揮支援部隊長の任務にあたるものとする。</p> <p>オ エの場合において、別表第2に定める消防本部に属する指揮支援隊の隊長が指揮支援部隊長の任務につくことができないときは、長官が別に定めるところによるものとする。</p> <p>3 都道府県隊</p> <p>(1) 都道府県隊は、当該都道府県の区域内の市町村（東京都特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）に設置された消火部隊、救助部隊、救急部隊、後方支援部隊、航空部隊、水上部隊、特殊災害部隊及び特殊装備部隊並びに当該都道府県に設置された航空部隊のうち被災地において行う消防の応援等に必要の部隊をもって編成する。</p> <p>(2) 長官は、都道府県ごとに、消防機関の推薦に基づき当該都道府県隊の出勤に関する連絡調整を行う代表消防機関を定めるものとする。</p> <p>(3) 都道府県隊長</p> <p>ア 都道府県隊長は、都道府県隊を統括して被災地に赴くとともに、指揮支援部隊長の管理を受け、被災地における当該都道府県隊の活動を管理することを</p>	<p>の知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする。</p> <p>(2) 指揮支援部隊は、別表第1に掲げる消防本部の指揮支援隊をもって編成する。</p> <p>(3) 指揮支援部隊長</p> <p>ア 指揮支援部隊長は、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括し、当該被災地に係る市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長（以下「指揮者」という。）を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする。</p> <p>イ 指揮支援部隊長の所属する消防本部は、別表第1のとおりとする。</p> <p>ウ 指揮支援部隊長は、その指定する地区の緊急消防援助隊の活動の管理を指揮支援隊の隊長に委任することができる。</p> <p>エ 指揮支援部隊長が、被災等によりその任務を遂行できない場合は、別表第2に定める消防本部に属する指揮支援隊の隊長が指揮支援部隊長の任務にあたるものとする。</p> <p>オ エの場合において、別表第2に定める消防本部に属する指揮支援隊の隊長が指揮支援部隊長の任務につくことができないときは、長官が別に定めるところによるものとする。</p> <p>3 都道府県隊</p> <p>(1) 都道府県隊は、当該都道府県の区域内の市町村（東京都特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）に設置された消火部隊、救助部隊、救急部隊、後方支援部隊、航空部隊、水上部隊、特殊災害部隊及び特殊装備部隊並びに当該都道府県に設置された航空部隊のうち被災地において行う消防の応援等に必要の部隊をもって編成する。</p> <p>(2) 長官は、都道府県ごとに、消防機関の推薦に基づき当該都道府県隊の出勤に関する連絡調整を行う代表消防機関を定めるものとする。</p> <p>(3) 都道府県隊長</p> <p>ア 都道府県隊長は、都道府県隊を統括して被災地に赴くとともに、指揮支援部隊長の管理を受け、被災地における当該都道府県隊の活動を管理することを任</p>
--	---

任務とする。

イ 都道府県隊長は、(2)の代表消防機関の職員をもってこれに充てる。ただし、当該代表消防機関の部隊が被災等により出動できない場合は、長官が別に定めるところによるものとする。

ウ 都道府県隊長は、アの任務を行うために必要な場合は、指揮隊を設置するものとする。

#### 4 部隊の登録

(1) 長官は、市町村長から部隊の登録の申請を受けた場合においては、本計画に適合する限り必要と認める部隊の登録を行うものとする。

(2) 長官は、都道府県知事から航空部隊の登録の申請を受けた場合においては、本計画に適合する限り必要と認める部隊の登録を行うものとする。

(3) 登録する部隊の規模については、全国の消防機関の現有消防隊の数等を考慮し、また、緊急消防援助隊の施設の整備推進及び教育訓練の充実を図ることにより、平成 20 年度までに、都道府県及び市町村の協力を得て、別表第 3 のとおり、おおむね 4,000 隊規模とすることを目標とする。

### 第 2 節 部隊の任務及び装備等の基準

#### 1 部隊の任務

(1) 指揮支援部隊及び都道府県隊指揮隊の任務は、それぞれ、第 1 節 2 (1) 及び 3 (3) ア・ウに定めるところによる。

(2) 消火部隊、救助部隊、救急部隊、後方支援部隊、航空部隊、水上部隊、特殊災害部隊及び特殊装備部隊の任務は、次に掲げるところによる。

ア 消火部隊 主として被災地における消火活動を行うこと。

イ 救助部隊 主として被災地における要救助者の検索、救助活動を行うこと。

ウ 救急部隊 主として被災地における救急活動を行うこと。

エ 後方支援部隊 主として被災地における緊急消防援助隊の活動に関して必要な輸送・補給活動等を行うこと。

務とする。

イ 都道府県隊長は、(2)の代表消防機関の職員をもってこれに充てる。ただし、当該代表消防機関の部隊が被災等により出動できない場合は、長官が別に定めるところによるものとする。

ウ 都道府県隊長は、アの任務を行うために必要な場合は、指揮隊を設置するものとする。

#### 4 部隊の登録

(1) 長官は、市町村長から部隊の登録の申請を受けた場合においては、本計画に適合する限り必要と認める部隊の登録を行うものとする。

(2) 長官は、都道府県知事から航空部隊の登録の申請を受けた場合においては、本計画に適合する限り必要と認める部隊の登録を行うものとする。

(3) 登録する部隊の規模については、全国の消防機関の現有消防隊の数等を考慮し、また、緊急消防援助隊の施設の整備推進及び教育訓練の充実を図ることにより、平成 20 年度までに、都道府県及び市町村の協力を得て、別表第 3 のとおり、おおむね 4,000 隊規模とすることを目標とする。

### 第 2 節 部隊の任務及び装備等の基準

#### 1 部隊の任務

(1) 指揮支援部隊及び都道府県隊指揮隊の任務は、それぞれ、第 1 節 2 (1) 及び 3 (3) ア・ウに定めるところによる。

(2) 消火部隊、救助部隊、救急部隊、後方支援部隊、航空部隊、水上部隊、特殊災害部隊及び特殊装備部隊の任務は、次に掲げるところによる。

ア 消火部隊 主として被災地における消火活動を行うこと。

イ 救助部隊 主として被災地における要救助者の検索、救助活動を行うこと。

ウ 救急部隊 主として被災地における救急活動を行うこと。

エ 後方支援部隊 主として被災地における緊急消防援助隊の活動に関して必要な輸送・補給活動等を行うこと。

- オ 航空部隊 主として被災地における航空機を用いた消防活動を行うこと。
- カ 水上部隊 主として被災地における消防艇を用いた消防活動を行うこと。
- キ 特殊災害部隊 主として被災地における特殊な災害に対応するための消防活動を行うこと。
- ク 特殊装備部隊 主として被災地における特別な装備を用いた消防活動を行うこと。

## 2 部隊の装備等の基準

指揮支援部隊・都道府県隊指揮隊、消火部隊、救助部隊、救急部隊、後方支援部隊、航空部隊、水上部隊、特殊災害部隊及び特殊装備部隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

### (1) 指揮支援部隊・都道府県隊指揮隊

- ア 指揮支援部隊を構成する指揮支援隊及び都道府県隊指揮隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員4人以上で編成されるものであること。
- イ 指揮支援隊及び都道府県隊指揮隊は、情報の収集伝達・通信等を行うための設備等及び車両を備えること。

### (2) 消火部隊

- ア 消火部隊を構成する消火隊は、隊員5人以上で編成されるものであること。
- イ 消火隊は、消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車又は化学消防ポンプ自動車を備えること。
- ウ 消火隊は、口径65ミリのホースを積載すること。

### (3) 救助部隊

- ア 救助部隊を構成する救助隊は、救助活動に関する基準（昭和62年消防庁告示第3号）第6条に規定する救助隊員の資格を有する隊員（以下「救助隊員」という。）5人以上で編成されるものであること。
- イ 救助隊は、ウインチ、クレーン及び発電照明灯を装備した四輪駆動の救助工作車を備えること。
- ウ 救助隊は、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和61年自治省令第22号）別表第1及び別表第2に掲げる救助器具並びに要救助者を検

- オ 航空部隊 主として被災地における航空機を用いた消防活動を行うこと。
- カ 水上部隊 主として被災地における消防艇を用いた消防活動を行うこと。
- キ 特殊災害部隊 主として被災地における特殊な災害に対応するための消防活動を行うこと。
- ク 特殊装備部隊 主として被災地における特別な装備を用いた消防活動を行うこと。

## 2 部隊の装備等の基準

指揮支援部隊・都道府県隊指揮隊、消火部隊、救助部隊、救急部隊、後方支援部隊、航空部隊、水上部隊、特殊災害部隊及び特殊装備部隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

### (1) 指揮支援部隊・都道府県隊指揮隊

- ア 指揮支援部隊を構成する指揮支援隊及び都道府県隊指揮隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員4人以上で編成されるものであること。
- イ 指揮支援隊及び都道府県隊指揮隊は、情報の収集伝達・通信等を行うための設備等及び車両を備えること。

### (2) 消火部隊

- ア 消火部隊を構成する消火隊は、隊員5人以上で編成されるものであること。
- イ 消火隊は、消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車又は化学消防ポンプ自動車を備えること。
- ウ 消火隊は、口径65ミリのホースを積載すること。

### (3) 救助部隊

- ア 救助部隊を構成する救助隊は、救助活動に関する基準（昭和62年消防庁告示第3号）第6条に規定する救助隊員の資格を有する隊員（以下「救助隊員」という。）5人以上で編成されるものであること。
- イ 救助隊は、ウインチ、クレーン及び発電照明灯を装備した四輪駆動の救助工作車を備えること。
- ウ 救助隊は、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和61年自治省令第22号）別表第1及び別表第2に掲げる救助器具並びに要救助者を検

索するための高度救助用資機材を備えること。

(4) 救急部隊

ア 救急部隊を構成する救急隊は、救急救命士法（平成3年法律第36号）第2条第2項に規定する救急救命士の資格を有する隊員又は救急隊員の行う応急処置等の基準（昭和53年消防庁告示第2号）第5条第2項に規定する隊員3人以上で編成されるものであること。

イ 救急隊は、四輪駆動の高規格救急自動車を備えること。

ウ 救急隊は、高度救命処置用資機材を備えること。

(5) 後方支援部隊

ア 後方支援部隊を構成する後方支援隊は、隊員2人以上で編成されるものであること。

イ 後方支援隊は、被災地において、消火部隊、救助部隊及び救急部隊等が72時間以上活動することを可能とするために必要な輸送・補給活動等を行うための設備等及び車両を備えること。

(6) 航空部隊

ア 航空部隊を構成する航空隊は、機種に応じて必要とされる操縦士、整備士及び2人以上の救助隊員その他の消防活動を行うために必要な隊員で編成されるものであること。

イ 航空隊は、ヘリコプターを備えること。

ウ 航空隊は、救助用資機材、救急用資機材、消火用タンク、テレビ電送システム等のうちその用途に応じて必要なものを備えること。

(7) 水上部隊

ア 水上部隊を構成する水上隊は、船舶の種類に応じて必要とされる船長、機関長及び2人以上の隊員で編成されるものであること。

イ 水上隊は、消火その他の消防活動に必要な設備を有する消防艇を備えること。

(8) 特殊災害部隊

特殊災害部隊は、毒劇物等対応隊（毒性物質の発散等による特殊災害への対応隊を含む。）、大規模危険物火災等対応隊及び密閉空間火災等対応隊から構成されるものとし、それぞれその目的に応じ別途長官が定める必要な装備等によるこ

索するための高度救助用資機材を備えること。

(4) 救急部隊

ア 救急部隊を構成する救急隊は、救急救命士法（平成3年法律第36号）第2条第2項に規定する救急救命士の資格を有する隊員又は救急隊員の行う応急処置等の基準（昭和53年消防庁告示第2号）第5条第2項に規定する隊員3人以上で編成されるものであること。

イ 救急隊は、四輪駆動の高規格救急自動車を備えること。

ウ 救急隊は、高度救命処置用資機材を備えること。

(5) 後方支援部隊

ア 後方支援部隊を構成する後方支援隊は、隊員2人以上で編成されるものであること。

イ 後方支援隊は、被災地において、消火部隊、救助部隊及び救急部隊等が72時間以上活動することを可能とするために必要な輸送・補給活動等を行うための設備等及び車両を備えること。

(6) 航空部隊

ア 航空部隊を構成する航空隊は、機種に応じて必要とされる操縦士、整備士及び2人以上の救助隊員その他の消防活動を行うために必要な隊員で編成されるものであること。

イ 航空隊は、ヘリコプターを備えること。

ウ 航空隊は、救助用資機材、救急用資機材、消火用タンク、テレビ電送システム等のうちその用途に応じて必要なものを備えること。

(7) 水上部隊

ア 水上部隊を構成する水上隊は、船舶の種類に応じて必要とされる船長、機関長及び2人以上の隊員で編成されるものであること。

イ 水上隊は、消火その他の消防活動に必要な設備を有する消防艇を備えること。

(8) 特殊災害部隊

特殊災害部隊は、毒劇物等対応隊（毒性物質の発散等による特殊災害への対応隊を含む。）、大規模危険物火災等対応隊及び密閉空間火災等対応隊から構成されるものとし、それぞれその目的に応じ別途長官が定める必要な装備等によるこ

と。

(9) 特殊装備部隊

特殊装備部隊は、水難救助隊、遠距離大量送水隊、消防活動二輪隊、震災対応特殊車両隊及びその他の特殊な装備を用いた消防活動を行う消防隊から構成されるものとし、それぞれその目的に応じ別途長官が定める必要な装備等によること。

第3節 出動計画等

1 出動決定のための措置等

(1) 長官は、被災地の属する都道府県の知事その他の関係地方公共団体の長等との密接な連携を図り、緊急消防援助隊の出動の必要の有無を判断し、消防組織法第44条の規定に基づき適切な措置をとるものとする。東海地震、首都直下地震、東南海・南海地震その他の\_\_\_\_\_著しい地震災害又は毒性物質の発散等による特殊災害に対し、同条第5項の規定に基づき適切な措置をとるものとする。

(2) 緊急消防援助隊が被災地に出動した場合には、当該緊急消防援助隊は、消防組織法第47条及び第48条の規定に基づき、指揮者の指揮の下又は密接な連携の下に活動するものとする。この場合において、被災地で消防活動を行う緊急消防援助隊以外の消防機関と密接に連携するものとする。

(3) 災害の規模等に照らし出動が予想される場合又は次のア若しくはイのいずれかに該当する場合には、出動が予想される消防機関の長及び都道府県に設置された航空部隊の隊長は、速やかに緊急消防援助隊の出動の準備を行うものとする。

ア 指揮支援部隊については、震度6弱（東京都特別区及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市（以下「政令市等」という。）については震度5強）以上の地震災害が発生した場合、津波警報（大津波）が発表された場合又は噴火警報（居住地域）が発表された場合

イ 指揮支援部隊以外の部隊については、震度6弱（政令市等については震度5

と。

(9) 特殊装備部隊

特殊装備部隊は、水難救助隊、遠距離大量送水隊、消防活動二輪隊、震災対応特殊車両隊及びその他の特殊な装備を用いた消防活動を行う消防隊から構成されるものとし、それぞれその目的に応じ別途長官が定める必要な装備等によること。

第3節 出動計画等

1 出動決定のための措置等

(1) 長官は、被災地の属する都道府県の知事その他の関係地方公共団体の長等との密接な連携を図り、緊急消防援助隊の出動の必要の有無を判断し、消防組織法第44条の規定に基づき適切な措置をとるものとする。東海地震、首都直下地震、東南海・南海地震その他の2以上の都道府県に及ぶ著しい地震災害又は毒性物質の発散等による特殊災害に対し、同条第5項の規定に基づき適切な措置をとるものとする。

(2) 緊急消防援助隊が被災地に出動した場合には、当該緊急消防援助隊は、消防組織法第47条及び第48条の規定に基づき、指揮者の指揮の下又は密接な連携の下に活動するものとする。この場合において、被災地で消防活動を行う緊急消防援助隊以外の消防機関と密接に連携するものとする。

(3) 災害の規模等に照らし出動が予想される場合又は次のア若しくはイのいずれかに該当する場合には、出動が予想される消防機関の長及び都道府県に設置された航空部隊の隊長は、速やかに緊急消防援助隊の出動の準備を行うものとする。

ア 指揮支援部隊については、震度6弱（東京都特別区及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市（以下「政令市等」という。）については震度5強）以上の地震災害が発生した場合\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_又は噴火警報（居住地域）が発表された場合

イ 指揮支援部隊以外の部隊については、震度6強（政令市等については震度6



### 第3章 緊急消防援助隊の施設の整備等

#### 1 緊急消防援助隊の施設の整備

第2章で示した緊急消防援助隊の部隊の編成、装備等の基準に基づき、必要な部隊の登録並びに的確かつ迅速な出動及び活動を確保するため、消防組織法第49条第2項の規定に基づき、都道府県及び市町村が行う緊急消防援助隊の施設の整備を推進するものとする。平成16年度から20年度までに整備を推進する車両及び航空機等の整備規模の目標は、別表第6のとおりとし、その他別表第7に掲げる施設の整備を推進するものとする。各年度における整備を推進する施設の整備規模は、当該年度の予算の範囲内とする。

この計画については、緊急消防援助隊の編成、装備等の状況を踏まえて、必要に応じて見直しを行うものとする。

#### 2 消防用の国有財産・物品の無償貸与

緊急消防援助隊の活動に必要があるときは、消防組織法第50条の規定に基づき、消防用の国有財産・物品を都道府県又は市町村に無償で使用させるものとする。

### 第4章 緊急消防援助隊の教育訓練

#### 第1節 全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練

緊急消防援助隊の技術の向上及び連携活動能力の向上を図るため、都道府県及び市町村の協力を得て、全国合同訓練及び複数の都道府県を単位とした合同訓練（地域ブロック合同訓練）を定期的実施するものとする。全国規模の訓練については、当面、平成16年度に図上訓練、平成17年度に全国合同訓練を実施するものとする。

### 第3章 緊急消防援助隊の施設の整備等

#### 1 緊急消防援助隊の施設の整備

第2章で示した緊急消防援助隊の部隊の編成、装備等の基準に基づき、必要な部隊の登録並びに的確かつ迅速な出動及び活動を確保するため、消防組織法第49条第2項の規定に基づき、都道府県及び市町村が行う緊急消防援助隊の施設の整備を推進するものとする。平成16年度から20年度までに整備を推進する車両及び航空機等の整備規模の目標は、別表第6のとおりとし、その他別表第7に掲げる施設の整備を推進するものとする。各年度における整備を推進する施設の整備規模は、当該年度の予算の範囲内とする。

この計画については、緊急消防援助隊の編成、装備等の状況を踏まえて、必要に応じて見直しを行うものとする。

#### 2 消防用の国有財産・物品の無償貸与

緊急消防援助隊の活動に必要があるときは、消防組織法第50条の規定に基づき、消防用の国有財産・物品を都道府県又は市町村に無償で使用させるものとする。

### 第4章 緊急消防援助隊の教育訓練

#### 第1節 全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練

緊急消防援助隊の技術の向上及び連携活動能力の向上を図るため、都道府県及び市町村の協力を得て、全国合同訓練及び複数の都道府県を単位とした合同訓練（地域ブロック合同訓練）を定期的実施するものとする。全国規模の訓練については、当面、平成16年度に図上訓練、平成17年度に全国合同訓練を実施するものとする。

第2節 消防大学校における教育訓練等

1 消防大学校における教育訓練

緊急消防援助隊の部隊運用能力の向上、航空部隊の連携活動能力の向上及び毒性物質の発散等による特殊災害に対する対応能力の向上等のため、消防大学校において必要な教育訓練を実施するものとする。

2 その他の教育訓練

緊急消防援助隊として登録された部隊を設置している都道府県及び市町村は、大規模災害又は特殊災害が発生した場合に、的確かつ迅速な出動及び活動が行えるように、平常時から必要な教育訓練に努めるものとする。

別表第1～7（略）

第2節 消防大学校における教育訓練等

1 消防大学校における教育訓練

緊急消防援助隊の部隊運用能力の向上、航空部隊の連携活動能力の向上及び毒性物質の発散等による特殊災害に対する対応能力の向上等のため、消防大学校において必要な教育訓練を実施するものとする。

2 その他の教育訓練

緊急消防援助隊として登録された部隊を設置している都道府県及び市町村は、大規模災害又は特殊災害が発生した場合に、的確かつ迅速な出動及び活動が行えるように、平常時から必要な教育訓練に努めるものとする。

別表第1～7（略）